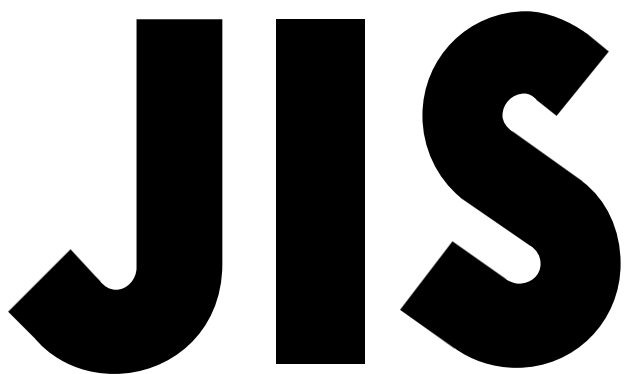




墜落制止用器具

JIS T 8165 : 2018

(JSAA/JSA)

平成 30 年 12 月 25 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
(委員)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇 治 公 隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌 田 実	東京大学
	河 村 真紀子	主婦連合会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 田 祥 三	早稲田大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	長 井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長 田 三 紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	槇 徹 雄	東京都市大学
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：昭和 47.3.1 改正：平成 30.12.25

官 報 公 示：平成 30.12.25

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
3.1 用途に関する用語	2
3.2 部品に関する用語	2
3.3 墜落制止用器具に関する用語	4
3.4 墜落制止用器具の性能に関する用語	7
4 種類及び墜落制止用器具の使用条件	7
4.1 種類	7
4.2 墜落制止用器具の使用条件	12
5 構造、形状及び寸法	13
5.1 構造一般	13
5.2 各種の構造	13
5.3 各部の構造	14
5.4 ランヤード、補助ロープ及びワークポジショニング用ロープの構造及び寸法	16
5.5 各部の接続方法	18
6 性能	19
6.1 墜落制止用器具の強さ	19
6.2 ワークポジショニング用器具の強さ	20
6.3 環の強さ	20
6.4 耐衝撃性及び関連性能	20
6.5 バックルの耐振動性能	22
7 材料	22
8 試験	23
8.1 部品の引張試験及び耐力試験	23
8.2 連結部の引張試験	25
8.3 耐衝撃性及び関連性能の試験	28
8.4 バックルの耐振動性能試験	39
9 検査	40
9.1 構造、形状及び寸法の検査	40
9.2 性能検査	40
10 表示	40
10.1 製品の表示	40
10.2 部品の表示	40

	ページ
11 取扱説明書	41
12 こん包	42
附属書 JA（参考）JIS 対応国際規格との対比表	43
解 説	52

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS T 8165:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 31 年 12 月 24 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS T 8165:2012** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

墜落制止用器具

Personal fall-arrest systems

序文

この規格は、2000年に第1版として発行された **ISO 10333-1** 及び Amendment 1 (2002)、**ISO 10333-2**、2001年に第1版として発行された **ISO 10333-5**、並びに2004年に第1版として発行された **ISO 10333-6** を基とし、我が国の事情に合わせ技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、建設現場、土木工事現場、鉱山及び採石場、電柱、鉄塔などの電気通信線路の工事現場、製造現場、製造設備、建築物、構造物などの高所において、作業者の墜落による危険を防止する業務用の墜落制止用器具及び関連附属器具について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 10333-1:2000, Personal fall-arrest systems—Part 1: Full-body harnesses 及び Amendment 1:2002

ISO 10333-2:2000, Personal fall-arrest systems—Part 2: Lanyards and energy absorbers

ISO 10333-5:2001, Personal fall-arrest systems—Part 5: Connectors with self-closing and self-locking gates

ISO 10333-6:2004, Personal fall-arrest systems—Part 6: System performance tests (全体評価: MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 8812 チェーンブロック用リンクチェーン

JIS G 3535 航空機用ワイヤロープ